

## 役員報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 ちくば福社会の役員報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規定でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

### (理事会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払う事ができる。

### (評議会の出席)

第4条 役員が評議会に出席したときは、別表1により報酬を支払う事ができる。

### (役員報酬)

第5条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う事ができる。

- 2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う事ができる。
- 3 役員報酬年間総額は別表4のとおりとする

### (監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### (出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を得なければならない。

付則

- 1 この規程は、平成20年4月1日より施行する。  
 改正 この規程は平成21年3月1日から施行する。(平成20年度第3回理事会)  
 改正 この規程は平成23年4月1日から施行する。(平成22年度第3回理事会)  
 改正 この規程は平成26年12月8日から施行する。(平成26年度第2回理事会)  
 改正 この規程は平成28年4月1日から施行する。(平成27年度第3回理事会)  
 改正 この規程は平成31年3月9日から施行する。(平成30年度第2回理事会)

別表1

名 称	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	5,000円

別表2

名 称	報 酬 (日額)
理事長業務報酬等	5,000円
理事業務報酬等	5,000円
監事監査指導報酬等	5,000円
評議業務報酬等	5,000円

別表3

旅 費	宿 泊 費	報 酬 (日額)	そ の 他
実 費	12,000円	10,000円	実 費

別表4

報 酬 総 額 (年 間)	
理 事	240,000円
監 事	80,000円
評議員	280,000円